

国際法の定立

～合意をしなければ？合意さえすれば？～

I. 国際法の法源とは？

- 法源とは
- 国際法＝合意法規範
 - 「合意」法規範の意味
 - ◇ 合意なければ・・・
 - ◇ 合意すれば・・・ (pact sunt servanda)
 - 国際法定立の分権性
 - ◇ 立法者＝受範者
 - ◇ 条約違反の追認？
- 国際法の成立形態
 - 国際司法裁判所規程 38 条
 - 条約：
 - ◇ 特別法？
 - 国際慣習法
 - ◇ 成立要件
 - ◇ 一般法？

II. 国際法秩序の「相対性」

- 規範の上下関係
 - (cf. 国内法秩序の場合)
 - 国際法の場合
 - ◇ 後法は前法を破る
 - ◇ 特別法は一般法を破る
 - 例：禁酒法時代の英米条約
 - PSI (Proliferation Security Initiative) 実施協定

- 強行規範 (ユス・コーゲンス)
 - 国際法秩序の相対性
 - 強行規範の存在は？
(cf. 民法 90 条：契約の自由、「公序良俗」)
 - 条約法に関するウィーン条約 (条約法条約) 53 条、64 条
 - ◇ 定義：
 - ◇ 何が強行規範か？
 - 例外
 - ◇ 問題点
 - 条約の不安定性？
 - 66 条(a)号

III. 国際立法

- 立法機関の必要性・必然性？
 - 国際法定立の現代的問題
 - ◇ 国際交流の深化？
 - ◇ フォーラムの多様化
 - ◇ 求められる「迅速」性
 - 国連？
- 立法条約・多数国間条約
 - 条約の「非契約」的性質
- 国際法の法典化
 - 慣習法・条約のメリット・デメリット
 - 国連による法典化作業の成果 (教科書 29 ページ参照)
 - 慣習法と法典化条約の関係
 - ◇ 慣習法→法典化条約
 - ◇ 法典化条約による「結晶化」「精密化」
 - ◇ 慣習法と法典化条約の相互作用
 - 問題点
 - ◇ 国際社会の共通利益とは？
 - ◇ 国際法の漸進的發展？
例：国家承継条約
 - ◇ 条約化を避ける傾向